

ライフサポート学会 選奨規程

第1章 総則

第1条 本会の研究対象とするライフサポート（生命・生活支援技術）に関連した研究に積極的に取り組んでいる者，または高い評価を受けている製品の選奨および表彰をこの規程により行う。

第2条 選奨および表彰に関する作業を遂行するために，本会企画部会の中に選奨部会を設ける。選奨部会部会長は会長が理事の中から指名し，選奨部会の構成委員は，部会長が理事及び評議員の中から3名以上を指名する。委員の任期は2年とし，部会長は2期まで連続して同一者を委員に指名できる。ただし，2年ごとに委員の半数を交代させる。

第3条 選奨の種類は次のとおりとする。

- ① 奨励賞
- ② 製品賞
- ③ 論文賞
- ④ バリアフリーシステム開発財団奨励賞
- ⑤ 学生会貢献賞
- ⑥ フロンティア講演会論文賞

選奨の種類追加，削除は企画部会にて審議し，理事会で決定する。

第4条 選奨部会は各賞の受賞候補者および受賞候補製品を選考する。理事会は選奨委員会の報告に基づき，受賞者及び受賞製品を決定する。

第5条 受賞候補者およびその関係者が選考にかかわる委員である場合，当該の委員は選考に関与することはできない。

第6条 各選奨授賞は賞状等によるものとし，授賞の時期は適宜定める。

第7条 授賞は，本会大会等で公表するとともに，本会誌上にて授賞後できるだけ早い時期に公表する。

第2章 奨励賞

第8条 ライフサポート学会奨励賞(以下奨励賞)の授賞対象者は，生命・生活支援技術の領域において，積極的に卒業研究または修士論文，博士論文のための研究を行い，かつ人格，学業共に優秀な4年制以上の大学の卒業・修了予定者（最高学年者）および高等専門学校の専攻科修了予定者，さらに9月卒業者については既卒後の半年間は対象とする。応募要件の詳細は別途定める。

第9条 奨励賞の選考は，所属長（学科長または専攻長）名での推薦書をもとに，第4条の手続きにより行う。

第10条 奨励賞の推薦件数は，毎年8条に示す所属組織における正員数の1/3（小数点を切り上げて自然数とする）以内とする。

第11条 同一人物が奨励賞を複数回受賞することはできない。

第3章 製品賞

第12条 ライフサポート学会製品賞(以下製品賞)の授賞対象は、生命・生活支援技術の領域において使用される製品で、独創性に優れ、かつ3年以内に高い評価を受けている製品とする。

第13条 製品賞の選考は自薦、他薦にかかわらず会員の推薦を受けたものの中から第4条の手続きにより行う。

第14条 製品賞の応募件数は、1社につき毎年1製品以内を原則とし、総件数は年間若干数程度とする。

第15条 製品賞は、賞状、および副賞とする。ただし、副賞は別途定める。

第4章 論文賞

第16条 ライフサポート学会論文賞(以下論文賞)は、本会の対象とする領域において学問および技術に大きな貢献をする論文の著者を表彰するもので、本会の機関誌に発表された論文のうち特に優秀なものを選びその著者に贈呈する。

第17条 表彰する論文は、原則として毎年1編とするが、事情により変更することができる。

第18条 選定の対象となる論文は、表彰時期の前年の1月から12月までの間に機関誌に発表されたものに限る。

第19条 表彰する論文が共著の場合には本会会員のみを表彰する。但し、著者が死亡により会員の資格を喪失した場合はこの限りではない。

第20条 論文賞は、同一著者が重ねて受賞しても差支えない。

第21条 論文賞は、賞状、および副賞とする。ただし、副賞は別途定める。

第5章 バリアフリーシステム開発財団奨励賞

第22条 バリアフリーシステム開発財団奨励賞は、本会定期大会および連合大会において登壇者として登録、発表し、特に優秀な論文を発表した35歳以下の本会会員の中から選定する。

第23条 バリアフリーシステム開発財団奨励賞は毎年5名とするが、人数は事情により変更することができる。

第24条 バリアフリーシステム開発財団奨励賞は、賞状、および副賞とする。ただし副賞は別途定める。

第25条 同一人物がバリアフリーシステム開発財団奨励賞を複数回受賞することはできない。

第6章 学生会貢献賞

第26条 ライフサポート学会学生会貢献賞(以下学生会貢献賞)は、ライフサポート学会学生

会の学生の中から、学会の活動と発展に貢献した学生会員を毎年1名選定する。

第27条 学生会貢献賞の選考は、学生会担当理事からの候補者推薦に基づき、第4条の手続きにより行う。

第28条 同一人物が学生会貢献賞を複数回受賞することはできない。

第7章 フロンティア講演会論文賞

第29条 ライフサポート学会フロンティア講演会論文賞(以下講演会論文賞)は、ライフサポート学会フロンティア講演会(以下講演会)の開催に合わせて行われる論文募集に応募し、採録が決定した優秀な論文を対象にその著者に贈呈する。

第30条 表彰する論文は、講演会論文賞応募論文として投稿された論文で、かつ講演会まで(ただし講演会初日を含む)に採録が決定した論文とする。

第31条 講演会論文賞応募者は、関連する研究成果をフロンティア講演会にて発表することを原則とする。

第32条 表彰する論文が共著の場合には本会会員のみを表彰する。

第33条 講演会論文賞は、同一著者が重ねて受賞しても差支えない。

第8章 補則

第34条 選考は別途定めた手続きにより行う。手続きの変更は企画部会の審議による。

第35条 この規程を変更する場合は理事会の議決を経る事を要す。

付則 本規程は平成14年5月24日より施行する。

平成20年5月30日改訂

平成23年2月18日改訂

平成28年4月20日改訂

平成30年2月26日改訂

令和元年9月13日改定

令和4年4月1日改訂